

令和5年度の介護保険料について

65歳以上の人の介護保険料の基準額は、3年度ごとに見直しをします。

基準額は必要なサービスや被保険者数の見込みを基に算定しており、令和3年度から令和5年度までの1人当たりの基準額は、年額66,800円(月額5,567円)です。

本人およびその世帯員の課税状況や所得に応じて、表の16段階に区分され、年間の保険料が決まります。

※低所得者(第1~3段階)の介護保険料は公費負担により軽減しています。

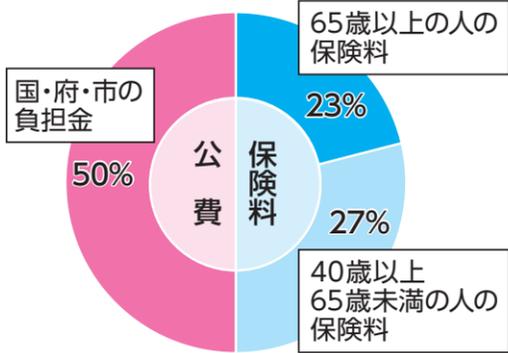
※第2号被保険者(40~64歳の人)の保険料は、加入している医療保険によって異なります。

介護保険料納入通知書を6月中旬に送付

介護保険は、公費と皆さんが納める保険料を財源(円グラフ)に運営されています。

6月中旬には、第1号被保険者(65歳以上の人)に、令和5年度の介護保険料納入通知書を送付しますので、介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源(利用者負担は除く)



介護保険料の納め方

介護保険料は、年金の受給額によって納め方が決められています。

年金が年額18万円以上の方は、基本的に年金から天引き(特別徴収)となりますが、年度途中で65歳になった人や、本市へ転入した人などは一時的に市から送付される納付書や口座振替での納入(普通徴収)となります。

認知症高齢者等の見守り支援にGPS端末機導入費用等を助成

認知症高齢者等が行方不明になったときに居場所が探索できるよう、GPS端末機の貸与にかかる初期登録料および月額利用料12カ月分について助成します。



●対象者 八幡市あんしんネットワーク事前登録者の親族など
※八幡市あんしんネットワークとは、警察署、協力事業所等の協力を得て認知症高齢者等の早期発見・保護につなげる取り組みです。

●対象機器 ミマモルメ(株式会社ミマモルメ)
④「認知症高齢者等GPS端末利用料補助金交付申請書」と「ミマモルメGPSサービス同意書(兼)申込書」の写しを高齢介護課窓口へ提出
※詳細は右のQRコードから確認できます。



◆介護保険料(令和5年度)

所得段階	対象となる人	保険料率	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金(表下の①)の受給者で世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(同②)+公的年金等収入額(同③)が80万円以下の人	基準額×0.30	20,040円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.50	33,400円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が120万円を超える人	基準額×0.70	46,760円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円以下の人	基準額×0.90	60,120円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万円を超える人	基準額×1.00	66,800円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	基準額×1.09	72,810円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	基準額×1.30	86,840円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	100,200円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	113,560円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.90	126,920円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×2.10	140,280円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×2.30	153,640円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	基準額×2.40	160,320円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.50	167,000円
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額×2.60	173,680円
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額×2.80	187,040円

※公費による低所得者の介護保険料の軽減強化により、第1・第2・第3段階の基準額に対する割合を軽減しております。

- ①「老齢福祉年金」とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金です。
- ②「合計所得金額」とは、「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階第1~5段階では、公的年金等に係る雑所得金額を控除した額とします。さらに、すべての所得段階で「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額となります。また、令和3年度以降は、税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、引き下げがなかった場合と同額に調整して計算します。
- ③「公的年金等収入」とは、国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

ほっとあんしんネット(地域包括支援センター)について

Q ほっとあんしんネットって何?

A 高齢者が今住んでいる地域で生活できるように介護・福祉・健康・医療などのさまざまな分野から総合的に支援していくための相談窓口で、中学校校区ごとに4カ所設置しています。



名称(住所)	電話番号	担当圏域
ほっとあんしんネット梨の里(八幡柿木垣内25-1)	982-0125	男山中学校圏域
ほっとあんしんネットやまばと(男山金振24-1)	982-8000	男山第二中学校圏域
ほっとあんしんネット美杉会(男山泉19)	971-3576	男山第三中学校圏域
ほっとあんしんネット有智の郷(内里北ノ口5-1)	972-1000	男山東中学校圏域

ほっとあんしんネットには、介護分野の専門家の主任介護支援専門員、保健・医療分野の専門家の保健師、社会福祉分野の専門家の社会福祉士が配置されています。
※詳細は右のQRコードから確認できます。

